

利用者のために

平成30年度に実施した作物統計調査における面積調査（耕地面積調査及び作付面積調査）及び特定作物統計調査における作付面積調査の結果である。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、農業の生産基盤となる耕地と農作物の作付けの実態を明らかにし、生産対策、構造対策、土地資源の有効活用等の各種土地利用行政の企画立案及び行政効果の判定を行うための資料に活用することを目的としている。

(2) 調査の根拠

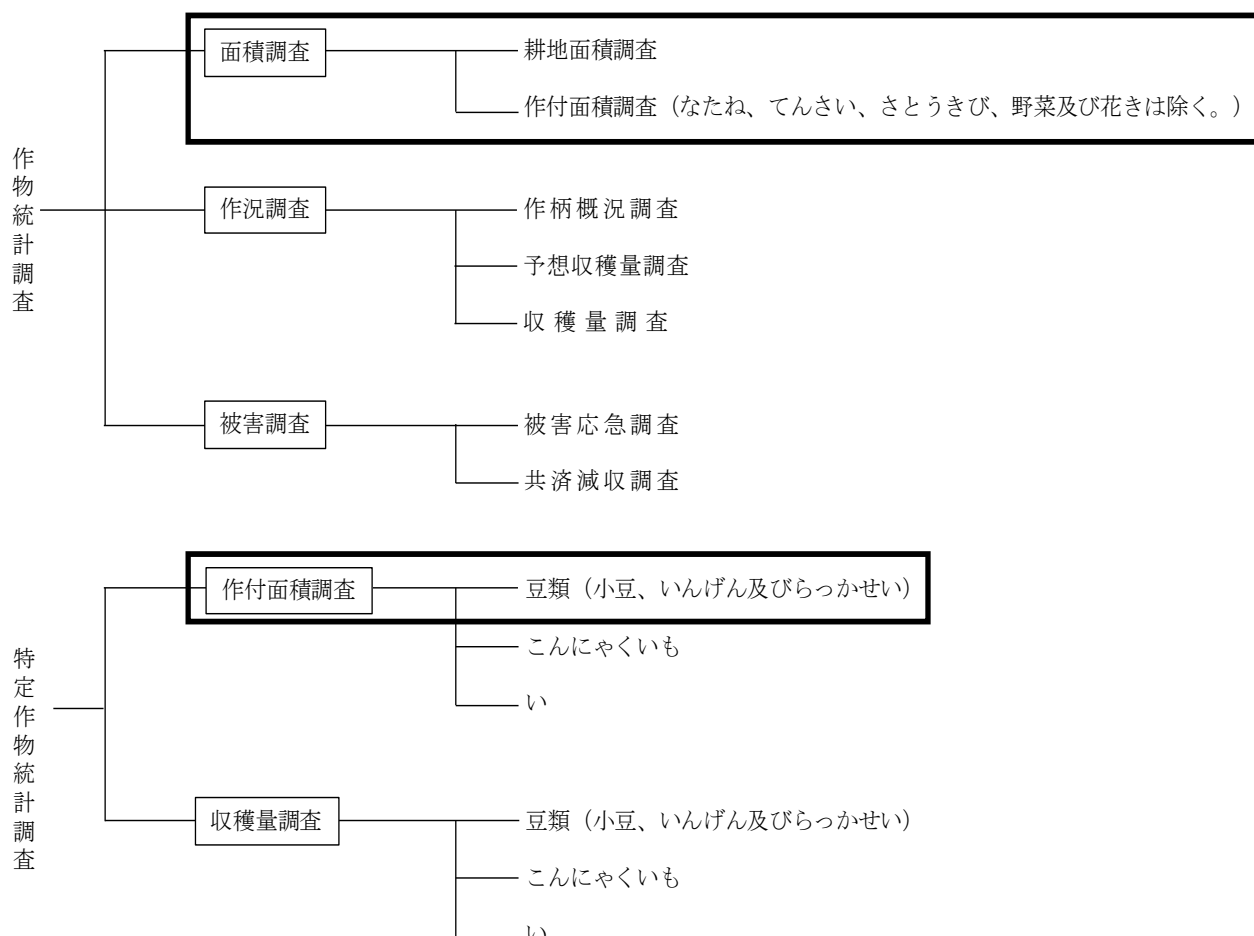
作物統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した基幹統計調査である。

また、特定作物統計調査は、同法第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

(3) 調査の機関

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて行った。

(4) 調査の体系（枠で囲んだ部分が公表した範囲）



(5) 調査の範囲

ア 耕地面積調査

全国の区域

イ 作付面積調査

一部の作物において、3年又は6年ごとに全国調査を実施し、その中間年にあつては、主産県を調査の対象としている。各作物ごとの調査範囲は、それぞれ次の表の中欄に掲げる区域のとおりであり、平成30年（産）において主産県を調査の範囲として実施したものは同表の右欄に「○」を付した。

作物名	区 域	主産県調査 (平成30年(産))
水稲、麦類（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、大豆及びそば	全国の区域	
陸稲、かんしょ及びえん麦（緑肥用）	全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県の区域。ただし、3年ごとに全国の区域	○
果樹	調査品目ごとに全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県又は果樹共済事業を実施する都道府県。みかん、りんごにあつては、これに果樹需給安定対策事業を実施する都道府県を加えた都道府県。ただし、6年ごとに全国の区域	○
茶	全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県、畑作物共済事業又は強い農業づくり交付金による茶に係る事業を実施する都道府県。ただし、6年ごとに全国の区域	○
飼料作物（牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー及びその他飼料作物（ただし、その他の飼料作物は全国の区域を調査する年に調査））	全国作付（栽培）面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県又は農業競争力強化基盤整備事業のうち飼料作物に係るものを実施する都道府県の区域。ただし、3年ごとに全国の区域	○
小豆、いんげん及びらっかせい	全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県又は畑作物共済事業を実施する都道府県の区域。ただし、3年ごとに全国の区域	

(6) 調査対象

ア 耕地面積調査

全国の田耕地及び畑耕地

イ 作付面積調査

(ア) 水稲

水稲の栽培に供された全ての耕地

(イ) 水稲以外

調査対象作物を取り扱っている全ての農協等の関係団体

(7) 調査事項

ア 耕地面積調査

(ア) 耕地の田畑別面積

(イ) 耕地の田畑別の拡張及びかい廃面積

イ 作付面積調査

(ア) 水稲の作付面積及び用途別面積

(イ) 水稲以外の作物の作付（栽培）面積

(8) 調査期日

ア 耕地面積調査

耕地面積	平成30年 7月15日
耕地の拡張及びかい廃面積	平成29年 7月15日～30年 7月14日

イ 作付面積調査

水稲、果樹及び茶	平成30年 7月15日
大豆、小豆、いんげん及びらっかせい	平成30年 9月 1日
陸稲、麦類（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、かんしょ、そば、飼料作物及びえん麦（緑肥用）	収穫期

(9) 調査・集計方法

ア 耕地面積調査及び水稲作付面積調査

本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織において行った。

(ア) 耕地面積及び水稲作付面積

a 母集団の編成

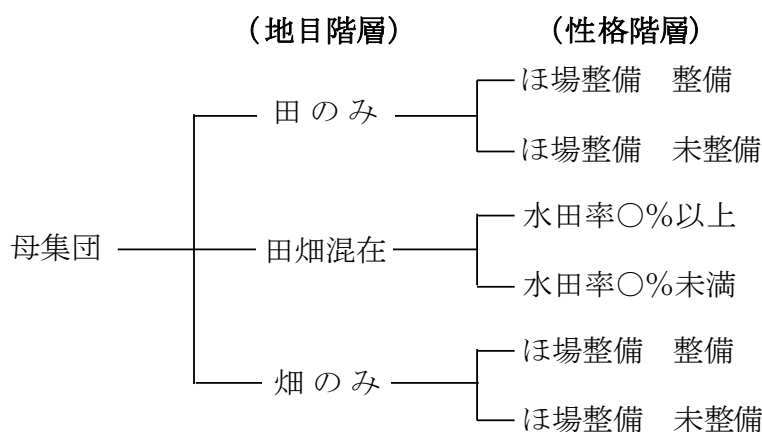
空中写真（衛星画像等）に基づき、全国の全ての土地を隙間なく区分した200m四方（北海道にあっては、400m四方）の格子状の区画のうち、耕地が存在する区画を調査のための「単位区」とし、この単位区（区画内に存する耕地の筆（けい畔等で区切られた現況一枚のほ場）について、面積調査用の地理情報システムにより、地目（田又は畑）等の情報が登録されている。）の集まりを母集団（全国約290万単位区）としている。

母集団は、ほ場整備、宅地への転用等により生じた現況の変化を反映するため、単位区の情報に補正することにより整備している。

b 階層分け

調査精度の向上を図るため、母集団を各単位区内の耕地の地目に基づいて地目階層（「田のみ階層」、「田畑混在階層」及び「畑のみ階層」）に分類し、そのそれぞれの地目階層について、ほ場整備の状況、水田率等の指標に基づいて設定した性格の類似した階層（性格階層）に分類している。

階層分け模式図（例）



c 標本配分及び抽出

都道府県別の田畑別耕地面積及び水稲作付面積が的確に把握できるよう階層ごとに調査対象数を配分し、任意系統抽出法により抽出する。

d 実査（対地標本実測調査）

抽出した標本単位区内の全ての筆について、1筆ごとに現況地目及び耕地の境界並びに作付けの状況及びその範囲を確認する。

e 推定

面積調査用の地理情報システムを使用して求積した「標本単位区の（田）台帳面積の合計」に対する「実査により得られた標本単位区の現況（水稲作付）見積り面積の合計」の比率を「母集団（全単位区）の（田）台帳面積の合計」に乘じ、これに台帳補正率（（田）台帳面積に対する実面積の比率）を乗じることにより、全体の面積を推定している。

$$\text{推定面積} = \frac{\text{標本単位区の現況（水稲作付）見積り面積合計}}{\text{標本単位区の（田）台帳面積合計}} \times \text{全単位区の（田）台帳面積合計} \times \text{台帳補正率}$$

なお、けい畔面積については、別途実測により測量したけい畔割合（率）を推定結果に乗じて算出している。

f その他

遠隔地、離島、市街地等の対地標本実測調査が非効率な地域については、職員による巡回・見積り、情報収集によって把握している。

(イ) 耕地の拡張及びかい廃面積

職員又は統計調査員による巡回・見積り、職員による情報収集によって把握している。

なお、耕地の拡張及びかい廃面積は、平成29年7月15日から平成30年7月14日までに生じたものである。

(ウ) 原子力災害対策特別措置法により立入りが制限されている区域の扱い

福島県のうち原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）により立入りが制限されている区域については、対地標本実測調査及び職員又は統計調査員による巡回・見積りの実施が困難なことから、当該区域における平成23年の耕地面積調査結果を基に、関係機関からの情報収集によって把握した面積を計上している。

イ 水稲以外の作物の作付（栽培）面積調査

関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行った。

集計は、関係団体調査結果を基に職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完している。

(10) 全国値の推計方法

平成30年（産）の調査において、主産県を調査の範囲とした陸稲、かんしょ、飼料作物（牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー）及びえん麦の作付面積については、全国調査を行った平成29年産の調査結果、果樹及び茶の栽培面積については、全国調査を行った平成28年の調査結果に基づき、それぞれ次により全国値を推計した。

全国値＝主産県の作付（栽培）面積の合計値＋主産県以外の都道府県（以下「非主産県」という。）の作付（栽培）面積の合計値（x）

x : 平成29年産又は平成28年における非主産県の作付（栽培）面積の合計値×作付（栽培）面積の変動率（y）

y : 平成30年（産）における主産県の作付（栽培）面積の合計値÷平成29年産又は平成28年における主産県の作付（栽培）面積の合計値

その他飼料作物（飼料用米、WC S用稲を除く）の作付面積については、全国調査を行った平成29年産の調査結果に基づき、次により推計した。

全国値＝平成29年産における作付面積の合計値×作付面積の変動率（y）

作付面積の変動率（y）については、調査年における全国の合計値を用いて1年当たりの変動率（a）を算出し、それに全国調査年からの経過年数を乗じることにより算出した。

y : a ×経過年数（平成30年産の場合は「1」） + 1

a : （平成29年産における全国の作付面積の合計値÷平成28年産における全国の作付面積の合計値） - 1

(11) 農作物作付（栽培）延べ面積の推計方法

全ての農作物の作付（栽培）面積を対象とした加工統計であり、作物統計調査及び特定作物統計調査で把握している作物はその作付（栽培）面積、それ以外の作物については巡回・見積り及び情報・資料収集又は推計により把握した作付（栽培）面積を集計して農作物作付（栽培）延べ面積を作成した。

なお、各作物区分と当該作物区分に属する品目等は「表 農作物作付（栽培）延べ面積における作物区分及び当該区分に属する品目等」のとおりである。

表 農作物作付（栽培）延べ面積における作物区分及び当該区分に属する品目等

作物区分	品目等
水稻（子実用）	水稻
麦類（子実用）	小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦
大豆（乾燥子実）	大豆
そば（乾燥子実）	そば
なたね（子実用）	なたね
その他作物	陸稲、かんしょ、小豆、いんげん、らっかせい、果樹、茶、野菜、てんさい、さとうきび、い、こんにゃくいも、花き、飼料作物、緑肥作物、花木等

全国調査作物及び主産県調査作物については、調査で把握した結果を採用し、非主産県の作付（栽培）面積については、以下の方法により算出した。

ア 陸稲、かんしょ、飼料作物（牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー）、えん麦（緑肥用）、果樹、茶、野菜及び花きについては、平成30年産は主産県調査であることから、全国調査を行った平成29年産（果樹、茶、野菜及び花きについては平成28年（産））の調査結果に基づき、次により推計した。

非主産県の作付（栽培）面積＝平成29年（産）の全国調査年における非主産県の作付（栽培）面積×作付（栽培）面積の変動率（x）

x : 平成30年（産）の主産県の作付（栽培）面積の合計値÷平成29年（産）の全国調査年における主産県の作付（栽培）面積の合計値

イ 緑肥作物の作付面積については、次により推計した。

緑肥作物の作付面積＝平成28年産の各都道府県における緑肥作物作付面積×えん麦（緑肥用）作付面積の変動率（x）

x： 平成30年産のえん麦（緑肥用）作付面積の全国値÷平成28年産のえん麦（緑肥用）作付面積の全国値

ウ 上記以外の作物（主にその他作物）の作付（栽培）面積については、次により推計し、職員又は専門調査員による巡回・見積り、職員による情報収集により検討を行い補完した。

その他作物の作付（栽培）面積＝平成28年（産）の各都道府県におけるその他作物の作付（栽培）面積×その他作物の作付（栽培）面積の変動率（x）

作付面積の変動率（x）については、各都道府県におけるその他作物の作付（栽培）面積を用いて1年当たりの変動率（a）を算出し、それに平成28年（産）からの経過年数を乗じることにより算出した。

a： （平成28年（産）の各都道府県におけるその他作物作付（栽培）面積÷平成25年（産）の各都道府県におけるその他作物作付（栽培）面積－1）÷3

x： a×平成28年（産）からの経過年数（平成30年（産）の場合は「2」）＋1

(12) 対地標本実測調査における標本単位区の数及び調査結果（全国）の実績精度

対地標本実測調査における標本単位区の数、39,408単位区である。

また、対地標本実測調査における耕地面積（田・畑）及び水稻作付面積に係る調査結果（全国）の実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、次のとおりである。

区 分	標準誤差率（%）
耕地面積（田）	0.12
耕地面積（畑）	0.26
水稻作付面積	0.35

(13) 関係団体等における調査対象者数

作物の種類	対象者数 ①	回収数 ②	回収率 ③=②/①
陸 稲	団体 18	団体 18	% 100.0
麦 類	631	622	98.6
大 豆	638	618	96.9
小 豆	136	129	94.9
い ん げ ん	67	67	100.0
ら っ か せ い	19	19	100.0
か ん し ょ	58	56	96.6
そ ば	408	403	98.8
飼料作物、えん麦	162	152	93.8
果 樹	612	605	98.9
茶	71	70	98.6

(14) 統計の表章範囲

掲載した統計の全国農業地域及び地方農政局の区分は、それぞれ次表のとおりである。

ア 全国農業地域

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

イ 地方農政局

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
東 北 農 政 局	アの東北の所属都道府県と同じ。
北 陸 農 政 局	アの北陸の所属都道府県と同じ。
関 東 農 政 局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海 農 政 局	岐阜、愛知、三重
近 畿 農 政 局	アの近畿の所属都道府県と同じ。
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九 州 農 政 局	アの九州の所属都道府県と同じ。

注： 東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の結果については、全国農業地域区分における各地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

2 統計項目の定義

統計表のうち、主な項目の定義は次のとおりである。

(1) 耕地

農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔を含む。

なお、「栽培」とは生産物を得ることを目的として作物を肥培管理することである。

ア 本地

直接農作物の栽培に供される土地で、耕地からけい畔を除いた土地をいう。

イ けい畔

耕地の一部にあって、主として本地の維持に必要なものをいう。いわゆる畦（あぜ）のことで、田の場合、たん水設備となる。

ウ 田

たん水設備（けい畔等）と、これに所要の用水を供給し得る設備（用水源、用水路等）を有する耕地をいう。

エ 畑

田以外の耕地をいう。これには通常、畑と呼ばれている普通畑のほか、樹園地及び牧草地を含む。

オ 普通畑

畑のうち、樹園地及び牧草地を除く全てのもので、通常、草本性作物を栽培することを常態とするものをいうが、木本性作物を栽培するものであっても、苗木を栽培するものや1 a以上の集団性がない栽培形態であるものを含む。

カ 樹園地

畑のうち、果樹、茶等の木本性作物を1 a以上集団的に栽培するものをいう。

なお、ホップ園、バナナ園、パイナップル園及びたけのこ栽培を行う竹林を含む。

キ 牧草地

畑のうち、専ら牧草の栽培に供されるものをいう。

(2) 拡張（増加要因）

耕地以外の地目から田又は畑に転換され、既に作物を栽培し、又は次の作付期において作物を栽培することが可能となった状態をいう。

拡張は、荒廃農地、山林又は原野等からの開墾や自然災害からの復旧等によって生じる。田畑別にみた場合は、田畑転換によっても生じる。

なお、田畑転換とは、田が畑に、畑が田に現況の地目に変換することをいう。田畑転換は、耕地内の田（畑）から畑（田）への転換であり、田畑別には拡張・かい廃の面積に計上しているが、田畑計では実質上の拡張・かい廃面積とはならないものである。

(3) かい廃（減少要因）

田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難となった状態をいう。

かい廃は、自然災害又は人為かい廃によって生じる。田畑別にみた場合は、田畑転換によっても生じる。

(4) 荒廃農地

耕作の用に供されていたが、耕作放棄により耕作し得ない状態（荒地）となった土地をいう。

(5) 作付面積

は種又は植付けをしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物（水稻、麦等）を作付けしている面積をいう。けい畔に作物を栽培している場合は、その利用部分を見積もり、作付面積として計上した。

(6) 栽培面積

は種又は植付けの後、複数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物（果樹、茶等）を栽培している面積をいう。けい畔に作物を栽培している場合は、その利用部分を見積もり、栽培面積として計上した。

(7) 子実用

主に食用にすること（子実生産）を目的とするものをいう。

(8) 乾燥子実

主に食用を目的に未成熟で収穫されるものを除いたものをいう。

(9) 夏期全期不作付面積

夏期期間（当該地帯のおおむね水稻の栽培期間）を通じて不作付けの状態の本地面積をいう。

(10) 年産区分

統計表示の場合の年産区分は、その作物の収穫年次とした。

(11) 作付（栽培）延べ面積

水稻（子実用）、麦類（子実用）、大豆（乾燥子実）、そば（乾燥子実）、なたね（子実用）及びその他作物の作付（栽培）面積の合計をいう。したがって、年産区分を同一とする水稻二期作栽培、季節区分別野菜等により、同一ほ場に2回以上作付けされた場合は、それぞれを作付面積とし、延べ面積とした。

(12) 耕地（本地）利用率

耕地（本地）面積を「100」とした作付（栽培）延べ面積の割合のことをいう。

$$\text{耕地（本地）利用率（\%）} = \frac{\text{作付（栽培）延べ面積}}{\text{耕地（本地）面積}} \times 100$$

3 利用上の注意

(1) 数値の四捨五入について

『耕地及び作付面積統計』に掲載した統計数値については、次の方法によって四捨五入しているため、全国計と都道府県別数値の積み上げ、あるいは合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

原 数		7桁以上 (100万)	6桁 (10万)	5桁 (1万)	4桁 (1,000)	3桁以下 100
四捨五入する桁（下から）		3桁	2桁		1桁	四捨五入しない
例	四捨五入する前（原数）	1,234,567	123,456	12,345	1,234	123
	四捨五入した数値（統計数値）	1,235,000	123,500	12,300	1,230	123

(2) 割合について

『耕地及び作付面積統計』に掲載した割合については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(3) 記号について

『耕地及び作付面積統計』の統計表示については、次の記号を用いた。

「0」： 単位に満たないもの（例：0.4ha→0ha）

「-」： 事実のないもの

「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」： 負数又は減少したもの

「nc」： 計算不能

(4) 秘匿措置について

統計調査結果について、生産者数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(5) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、『耕地及び作付面積統計』（農林水産省）による旨を記載してください。

4 本統計についてのお問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 面積統計班

電話：（代表）03-3502-8111 内線 3681

（直通）03-6744-2045

FAX： 03-5511-8771

※ 本統計に関するご意見・ご要望は、上記問い合わせ先のほか、当省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】